

審査請求の内容とその請求対象（第 75 条第 1 項関係）

1 趣旨

第 75 条第 1 項は、機構が行う認定・救済給付の支給に関する処分又は第二項一般拠出金若しくは特別拠出金の徴収に関する処分に不服のある者に対する救済措置として、それぞれ公害健康被害補償不服審査会又は環境大臣に対して審査請求をすることができる旨の規定を設けたものである。

2 概要

（1）認定・救済給付の支給に関する処分に対する審査請求（第 1 項第 1 号）

本制度においては、処分庁たる機構に対する異議申立てに代えて、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることとする。

認定又は救済給付の支給に関する処分の実施主体は機構であり、行政不服審査法の原則によれば、機構に対して異議申立てをすることになる。しかし、独立行政法人が行う処分に対する不服申立ては、その監督権限を有する行政庁に対して行われることが多い（薬事法第 14 条の 2、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 33 条の 3）。

今回の制度における認定又は給付の支給に関する不服申立てについては、

- ・ 審査に当たって高度に専門的な医学的知識が要求されること
- ・ 石綿による健康被害に対する迅速適正な救済のため、不服事案のより適正かつ迅速な処理が必要であること
- ・ 公害健康被害補償法に基づくこれまでの審査請求の経験の蓄積により審査請求の審理に精通していること
- ・ 認定又は救済給付の支給に関する処分は環境大臣による医学的判定の通知を経てなされることから、公害健康被害補償不服審査会の方が第三者としてより客観的な判断を行うことができること

から、既存の公害健康被害補償不服審査会がその審査を行うこととしたものである。

また、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、不服審査、行政処分への関与等については、法令

の改正等により新たに審議会等の審議事項とすべきものが発生した場合も、審議分野の共通性等に着目して、可能な限り既存の審議会等において審議することとされており、今回の石綿による被害者の救済に係る審査請求の審理についても既存の公害健康被害補償不服審査会の所掌事務を追加することにより対応することが適当と判断したものの。

(2) 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に関する処分に対する審査請求(第1項第2号)

機構が行う第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に関する処分については、行政不服審査法の原則によれば、機構に対して異議申立てをすることとなるが、本法においては、環境大臣に対して審査請求を認めることとした。

行政不服審査法の適用関係（第 75 条第 2 項関係）

1 趣旨

第 75 条第 2 項は、認定・救済給付の支給に関する処分に対する審査請求における行政不服審査法の適用関係について定めたものである。すなわち、認定・救済給付の支給に関する処分に対する審査請求にかかる規定は、行政不服審査法の一部を排除した新たな不服審査の体系をつくり出したものではなく、行政不服審査法の体系にのりつつ一部独自の方法をとることとしている。したがって、本法の不服審査については基本的には行政不服審査法の規定がそのまま適用され、更に本法の規定がこれを補完するという形をとっている。

ただし、行政不服審査法の規定の中で補正を行う必要のあるものについては、変更を加えることとしている。

2 概要

行政不服審査法第 31 条（職員による審理手続）の規定は、各般の審理手続をその庁の職員が行うことができる旨を定めた規定であるが、本制度においては公害健康被害補償不服審査会が審査請求の審理を行うため、その委員でその審査事案の審査員となっている者又は専門委員が行うことができることとしたものである。

< 参考 >

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）

（職員による審理手続）

第 31 条 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第 25 条第 1 項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、第 27 条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第 29 条第 1 項の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

公害健康被害補償法の準用（第 75 条第 3 項関係）

1 趣旨

第 75 条第 3 項は、公害健康被害補償法の準用について定めたものである。すなわち、認定又は救済給付の支給に関する処分不服のある者は公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求を行うこととされているが、それは審査請求の手續まで当然に公害健康被害補償法に基づき行うことを意味しないため、必要に応じて読み替えをしながら準用することとしている。

公害健康被害補償法の不服審査は口頭審理主義であるのに対し、本制度においては、書面審理主義を採用することとしており、それに合わせて、必要な条文を一部読み替えを行った上で準用している。

2 概要

口頭審理主義は、陳述が飾り気なしに行われるので当事者の真意を把握しやすい、印象が直接的かつ鮮明である、などの長所がある一方、審理が長引く可能性がある。これに対して書面審理主義は、資料がすべて書面に記載されているので明瞭かつ確実である、審理を簡易迅速に行い得るといった長所があるが、印象が間接的であり、疑問点を釈明で明確にしえないなどの短所がある。

公害健康被害補償法の不服審査は口頭審理主義を採っているが、審査請求書の受理から裁決まで通常 2 年 6 ヶ月～ 3 年を要しており、中皮腫の平均余命が約 2 年であること、一度に大量の申請がなされる可能性があることを考えると、現在の処理期間を大幅に短縮する必要がある。そこで、行政不服審査法の原則である書面審理主義を採用することによって、迅速な処理を行うこととした。

そこで、本制度では、公害健康被害補償法の特殊事情による第 126 条（利害関係人への審査請求書の副本の送付）及び口頭審理に関する規定である公害健康被害補償法第 127 条～第 130 条、第 132 条、第 135 条は準用しないこととしている。

異議申立て（第 76 条関係）

1 趣旨

第 38 条の規定により準用する徴収法第 19 条第 4 項の規定による処分における異議申立てについて規定するものである。

2 概要

石綿健康被害救済法に基づく処分については、第 4 章において不服申立てについての規定を設けていることから、第 38 条第 1 項の規定により準用する徴収法第 19 条第 4 項の規定による処分（いわゆる認定決定。第 38 条の説明を参照。）についての不服申立ても、異議申立てについての徴収法第 37 条の規定にならい、設けたものである。

（参考）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

（不服申立て）

第 37 条 事業主は、第 15 条第 3 項又は第 19 条第 4 項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

不服申立てと訴訟との関係（第 77 条関係）

1 趣旨

この法律に基づいて機構が行った処分又は事業主に対する第一項一般
拠出金の決定に関する処分については、

- ・ 認定・救済給付の支給に関する処分についての審査請求に対する公害健康被害不服審査会の裁決、
- ・ 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決、
- ・ 第一項一般拠出金の徴収に係る処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定又は第一項一般拠出金の徴収に係る処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決

を経た後でなければ、当該処分の取消しの訴えを提起することができないこととしたものである。

2 概要

行政事件訴訟法第 8 条第 1 項本文においては、処分の取消しの訴えは、当該処分につき審査請求をすることができる場合でも直ちに提起することを妨げないことが原則とされているが、同項ただし書において、法律に審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えをすることができない旨の規定がある場合、この限りではないとされている。

認定又は救済給付の支給に関する処分は大量に行われること、事務処理に関する行政の統一を図る必要があること、処分の内容が専門的技術的知識を要するものが多いこと、審査請求の審理は両議院の同意を得て任命された委員により構成される第三者的機関が当たること等から、本法において特別の規定を設け、不服申立て前置主義を採ったものである。

また、一般拠出金・特別拠出金の徴収に関する処分については、処分が反復、継続して行われるものであり、その結果如何によっては行政庁側の従来の統一的ルールに重大な変更を迫ることにもなるので、まず処分庁側の判断を求め、しかるのちに裁判所の判断を求めることとしている。

なお、第一項一般拠出金については、徴収法においては、徴収法第 19 条第 4 項の規定による処分（いわゆる認定決定）については、異議申立てをすることが

できることとなっており（徴収法第 37 条）、異議申立てに対する厚生労働大臣の決定に不服がある場合は、異議申立て 審査請求 取消訴訟、又は 異議申立て 取消訴訟、のいずれかの手段をとることができることとされている（徴収法第 38 条）。

よって、石綿健康被害救済法においても、第 38 条において準用する徴収法第 19 条第 4 項について異議申立てをすることができる規定を設けており（第 76 条）、徴収法と同様の仕組みとする必要があった。このため、第一項一般拠出金については、徴収法第 38 条と同様に、異議申立てに対する厚生労働大臣の決定と審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を併記することとしたものである。

< 参考 1 >

行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）

（処分取消しの訴えと審査請求との関係）
第 8 条 処分取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

< 参考 2 : 徴収法に基づく不服申立ての仕組み >

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

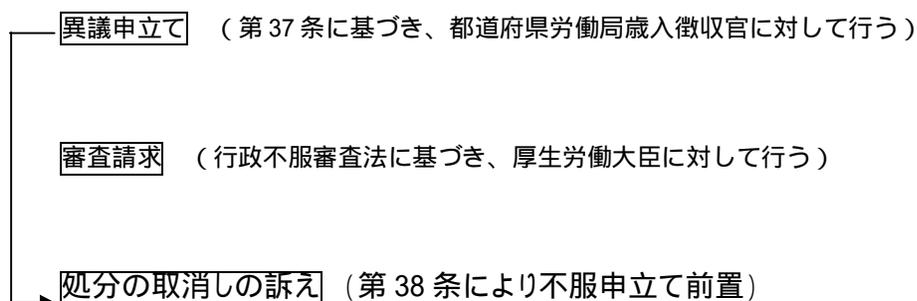
（不服申立て）

第 37 条 事業主は、第 15 条第 3 項又は第 19 条第 4 項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

（不服申立てと訴訟の関係）

第 38 条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

労働保険料についての認定決定（処分権者：都道府県労働局歳入徴収官）



調査及び研究について（第 80 条関係）

1 趣旨

本条は、石綿による健康被害の予防のために国が必要な調査及び研究を行うべきである旨について規定したものである。

2 概要

本法は、既に発生した被害に対する救済制度としての性格を有するものであるが、今後このような石綿による甚大な健康被害が生じることのないよう国としても予防のために必要な調査及び研究を行うべきことを規定している。

公務所等への照会（第 81 条関係）

1 趣旨

本条は、特別遺族給付金及び救済給付の給付事業の適正な運用を確保するため、確実な支給決定のための情報収集や不正受給の防止のために、厚生労働大臣及び機構が公務所や公私の団体等に対し、申請者又は被認定者に関する必要な情報提供を求めることができる旨を規定したものである。

2 概要

（1）特別遺族給付金の支給に係る照会

特別遺族給付金の支給は、既存の労働者災害補償制度において時効（5年）によって補償がされない死亡労働者等の遺族について救済することを目的としているため、その支給の決定に当たっては、確実かつ十分な情報を収集する必要がある。

そのため、支給決定事務の運用に関して、死亡労働者等の死亡の状況、遺族が申請要件を満たした者であること、故意に他の受給権者を死亡させるなど欠格事由に該当しないことなどを確認するため、例えば以下の各種機関に対し、厚生労働大臣から、死亡労働者又は申請者に関する必要な情報の提供を求める必要がある。

- ・ 申請者その他の関係人の身分関係を明らかにするため、戸籍事項について照会する市町村等
- ・ 死亡労働者等に関する死亡届に資料として添付する死亡診断書及び死体検案書等について保有する法務局
- ・ 捜査情報等を有する警察署等の捜査機関

（2）救済給付の支給に係る照会

救済給付の支給は、既存の労働災害補償制度等により救済されない被害者の救済を目的としているため、第 26 条において他制度により救済される場合には救済給付の支給を行わないこととしている。しかし、実際には、複数の制度に同時に申請を行う者や、本制度から他制度に移行する者も想定される。

認定・給付事務の運用に当たり、このような二重給付や不正受給を防ぐためには、以下のような各種機関に対し、機構から、申請者又は被認定者に関する必要な情報の提供を求めることが必要である。

- ・ 申請者その他の関係人の身分関係を明らかにするため、戸籍事項について照会する市町村等
- ・ 他の公的給付の支給の有無、支給額等について照会する厚生労働省、都道府県の公務災害担当部署等
- ・ 被害者負担額を明らかにするため各種保険制度による支給の有無、支給額等について照会する医療保険の保険者等

また、石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して死亡したことを確認するため、機構から法務局等に対し、死亡届の記載事項証明を求める必要がある。

さらに、徴収関係では、機構が第二項一般拠出金を徴収するに当たり、船員保険の実務を行っている社会保険庁からの船舶所有者に関する情報提供が必要である。

なお、行政機関は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）により、保有個人情報を利用目的以外の目的で利用、提供することが原則として禁止されているが、法令に基づく場合には提供することができることとされている。（同法第 8 条第 1 項）

期間の計算（第 82 条関係）

1 趣旨

本条は、期間の計算に関して、民法の期間の計算に関する規定を準用することを定めるものである。公法においても、期間について特段の定めのない場合には、解釈上民法の期間の計算の例によることとなるので、本条は、いわば入念規定である。

2 概要

本制度上期間の定めのあるのは、救済給付の請求の期限、船舶所有者の一般拠出金の納付の期限等であるが、これらの期間の計算も一般に民法の期間の計算方法に従って行われることとしている。

戸籍事項の無料証明（第 83 条関係）

1 趣旨

本条は、戸籍事務を所掌する市町村長等が、救済給付等の支給を受けようとする者に対して、必要な戸籍事項の無料証明を行うことができる旨定めるものである。

2 概要

戸籍事務の手数料に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条において、全国的に統一して定めることが特に必要な事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされており、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）において、戸籍事務の手数料の標準が定められている。

したがって、市町村長が手数料を減免する際には、条例の制定が必要である。本条は、公害健康被害補償法（第 143 条）等の他の制度の例に倣い、救済給付等を受けようとする者の負担を軽減するため、市町村長の条例により戸籍の証明に関する手数料を免除することができることとする旨を定めるものである。

経過措置の命令委任（第 84 条関係）

趣旨及び概要

本条は、本法に基づき命令を制定し又は改廃する場合には、命令で合理的に必要な範囲内において経過措置を定めることができることを規定したものである。

命令への委任（第 86 条関係）

趣旨及び概要

本条は、本法の施行細目を命令で定めることを規定したものである。本法においてはそれぞれの条において必要に応じて命令に委任しているが、それらの規定により委任された事項以外の事項について、本条により包括的に命令へ委任することとしたものである。